

## 玉川村観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、玉川村観光施設の設置及び管理に関する条例（令和2年玉川村条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第2条 条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、玉川村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成18年玉川村条例第5号）第3条及び同施行規則（平成18年規則第18号）第2条の規程により、村長に提出しなければならない。

(指定の基準)

第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- (1) 玉川村観光施設（以下「観光施設」という。）の設置目的の確実な履行が見込まれること。
- (2) 観光施設にある施設の平等利用が確保されること。
- (3) 前条により提出された書類の内容が、観光施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(賠償責任)

第4条 故意又は過失により施設の設備等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 この条例に違反し、第三者に損害を及ぼした者は、その責めを負わなければならない。

(利用料金)

第5条 指定管理者は、条例第7条第2項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を村長に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第6条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 観光施設の管理の業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

様式（第5条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

玉川村長 様

指定管理者 所在地  
名 称  
代表者

印

玉川村観光施設の設置及び管理に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 玉川村観光施設の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定月日